

## 加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画（令和4（2022）年度版）

## ■基本理念

いじめ  
防止対策推進法  
第3条

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② いじめの影響や問題について、児童生徒が理解を深められるようにする。
- ③ 市、学校、地域、家庭との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

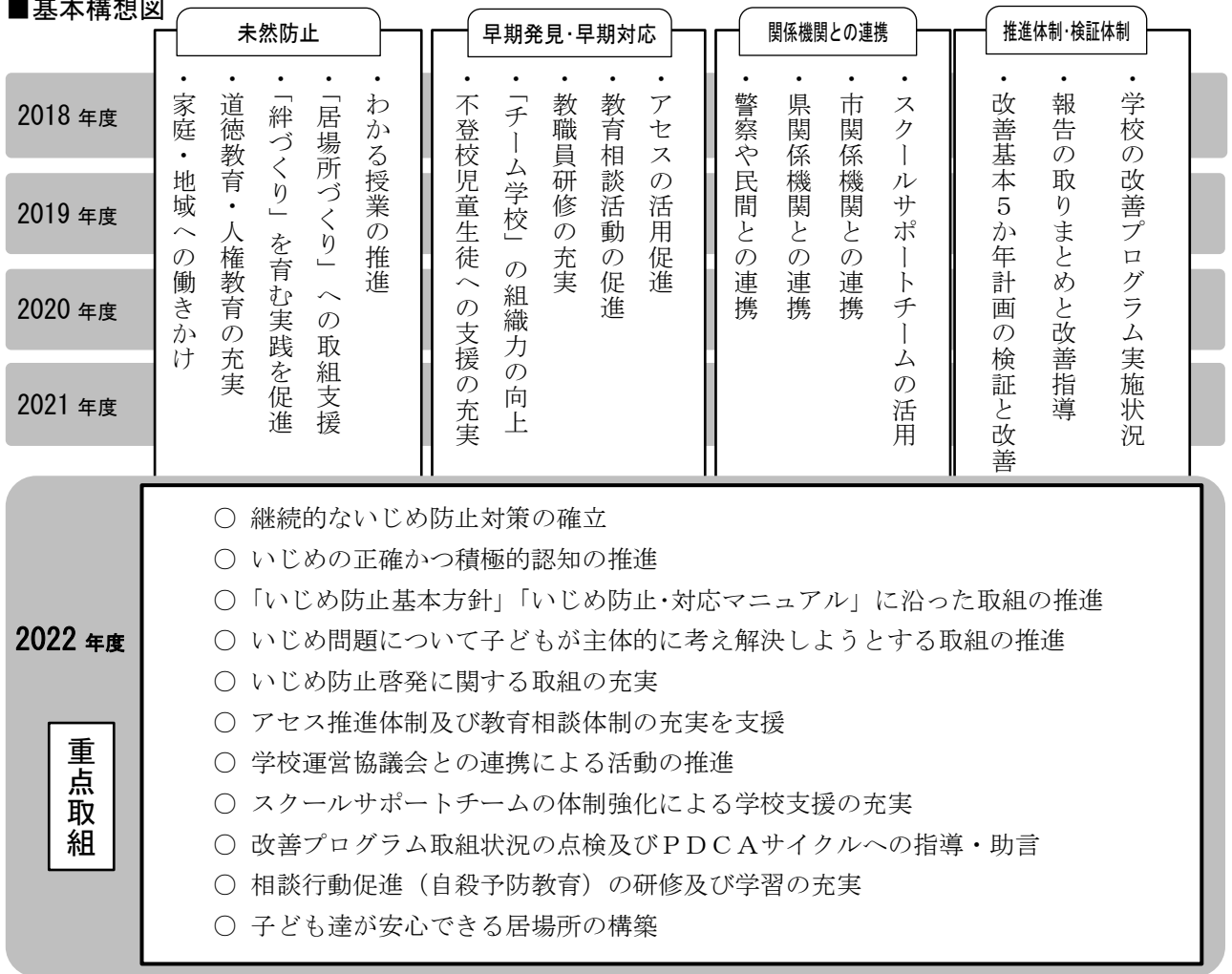
## ■基本目標

いじめ等の命に関わる問題の未然防止に資する取組を強力に支援するとともに、子どもの居場所づくり・絆づくりを進め、自己有用感を高める教育活動への支援を行う。

## ■行動目標

- ① いじめ問題等の未然防止への取組を推進する。
- ② いじめ問題等の早期発見・早期対応への取組を推進する。
- ③ いじめ問題等の解決を図るため、関係機関と連携した取組を推進する。
- ④ いじめ問題等の解決を図るため、推進体制、検証体制の充実を図る。

## ■基本構想図

めざす  
将来像

- ◎児童生徒が安全・安心に学校生活を送り、主体的に授業や行事に参加し活躍できる。
- ◎児童生徒が困ったときにSOSが出せ、教職員が敏感にそのサインに気づくことができる。
- ◎学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめ問題を解消する取組ができる。
- ◎全ての児童生徒に、いじめをなくそうとする意識が浸透する。